平成２３年（フ）第５６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉899番地竹代荘Ⅱ105
債務者　藤本　幸男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１０８号
三重県津市栗真町屋町863―１、住民票上の住所三重県津市高野尾町3175番地505
債務者　神崎　克彦
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２３号
三重県津市修成町15番14号
債務者　山下　久代
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２５号
三重県津市久居西鷹跡町494番地３　御殿山ハイツＡ―１
債務者　古川治代賀
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２８号
三重県津市大谷町87番地１　大谷ヒルズＡ棟103、前住所大阪府堺市北区北長尾町２丁５番11号
債務者　笹井　宣彦
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３１号
三重県津市一身田豊野1406番地506
債務者　関本　浩也
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３２号
三重県津市神戸1893番地　ぜにやま団地６号館12号
債務者　岩井久美子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３７号
三重県津市河芸町千里ヶ丘71番地１　Ｓ１―105
債務者　ＳＨＩＮＯＧＩ　ＪＡＳＭＩＮ　ＩＬＡＮＯ（シノギ　ハスミン　イラノ）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４１号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目16番14号
債務者　喜田　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４６号
三重県鈴鹿市南若松町429番地の64
債務者　前田　信也
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６９号
滋賀県甲賀市水口町本丸２番56―102号
債務者　塩見　真司
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９９号
神戸市須磨区清水台１番地の９アルテピアⅢ番街２―310号
債務者　平見　貞子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番１―110号
債務者　町　　明廣
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目164番地８　ウエストフラット311号
債務者　生田　　学
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
鳥取県米子市熊党516番地　メゾンドオー１―Ｃ号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８３号
鳥取県西伯郡南部町法勝寺482番地
債務者　岡田　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８５号
広島県尾道市瀬戸田町中野445番地３
債務者　いちむら塗装こと　一村　次男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
広島県尾道市高須町4824番地２　市営東新涯１号棟104号室
債務者　藤原　友美（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係